

東けいさつ トピックス

2月



自転車盗の被害が多発しています！
短時間の駐輪や自宅でも確実な施錠を！
自転車は軽車両です！
基本ルールを守り、交通事故防止を！



【自転車盗被害が多発】

令和7年中の東区内の刑法犯認知件数は一昨年に比べ増加するなど厳しい犯罪情勢が継続しており、その中でも特に自転車盗被害が多発しています。

※自転車盗被害が被害総数の約3割を占めています。

- 被害場所は商業施設・駅・自宅・学校の駐輪場等様々な場所で発生している。
 - ①自宅や学校だからと油断することなく確実に施錠をすること。
 - ②短時間の要件での駐輪でも確実に施錠をすること。
- 自転車盗被害の半数以上が無施錠で被害に遭っている。
 - ①急いでいるときでも確実に施錠をすること。
 - ②無施錠の自転車を狙って盗む犯人もいます。

※警察では自転車のツーロックを推奨しています。
大切な自転車を守るために確実な施錠を実施してください。



【自転車の基本ルールと交通事故防止】

● **自転車は、車両進入禁止道路を通行できる？**

- ・自転車は、車両進入禁止標識がある道路でも、『軽車両を除く』又は『自動車・原付』の補助標識があれば、当該道路を通行することができます。
- ・その場合でも、道路の左側端を走りましょう。

● **車両進入禁止道路の出口交差点は要注意！**



軽車両を除く

自動車・原付



- ・一方通行を逆走する形になるので、対向車両に十分注意してください。
- ・車両進入禁止道路の出口交差点では、特に交差道路の車両に注意し、『一時停止』標識がなくても、一時停止して安全確認しましょう。

※交差道路から通行してくる車両は、一方通行のため出てくる車両はないと思い込み、安全確認が不十分になる可能性があります。